

◇電気製品を取り扱う事業を行う前に・・・

①電気用品（※）に該当するかご確認ください！

（※）電気用品安全法に規定する電気用品（457品目）

電気用品安全法施行令別表第1：特定電気用品（116品目）

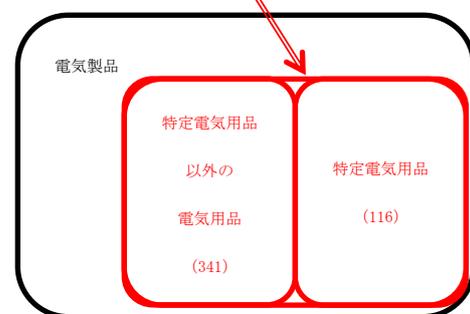
電気用品安全法施行令別表第2：特定電気用品以外の電気用品（341品目）

参考（経済産業省ホームページ）

[経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶届出・手続の流れ▶電気用品名の確認](#)

- 電気用品安全法に規定する電気用品に該当する場合
→電気用品安全法の規制対象になります。
あわせて、特定電気用品に該当するかご確認ください。
確認後、②についてご確認ください。
- 電気用品安全法に規定する電気用品に該当しない場合
→電気用品安全法の規制対象外になります。

電安法に規定する電気用品（457）



②事業行為（※）をご確認ください！

（※）

製造：電気用品を完成させる行為

輸入：電気用品を国内に移送する行為

販売：対価を受けることを条件として、電気用品を他に譲り渡す行為

参考（経済産業省ホームページ）

[経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶届出・手続の流れ▶行為内容の確認](#)

- 製造事業又は輸入事業に該当する場合
→電気用品安全法の規制対象になります。
詳細は次ページをご確認ください。
- 販売事業に該当する場合
→電気用品安全法の規制対象になります。
取り扱う電気用品について、電気用品安全法に規定する表示が付されていることを確認し、販売又は販売の目的で陳列してください。【電気用品安全法第27条】

◇電気用品安全法の規制

○流通前規制

<電気用品安全法関係手続フロー図>

事業の届出

- ・【電気用品安全法第3条】
- ・事業開始の日から30日以内に経済産業大臣に届出
- ・承継／変更／廃止があったときは遅滞なく届出【電気用品安全法第4条～第6条】

基準適合義務等

- ・【電気用品安全法第8条】
- ・経済産業省令で定める技術基準に適合（第1項）
- ・経済産業省令で定める検査を行い、検査記録を作成し、保存（第2項）

適合性検査

- ・【電気用品安全法第9条】
- ・特定電気用品に該当する場合のみ
- ・登録検査機関による適合性検査を受け、証明書の交付を受け、保存（第1項）

表示

- ・【電気用品安全法第10条】
- ・「事業の届出」「基準適合義務等」「適合性検査（特定電気用品に該当する場合のみ）」を履行したときは、経済産業省令で定める方式による表示を付することができる

販売の制限

- ・【電気用品安全法第27条】
- ・各事業（製造／輸入／販売）共通
- ・表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない

※そのほか以下の規制があります。詳細は該当する条文をご確認ください。

- 使用の制限【電気用品安全法第28条】
- 罰則【電気用品安全法第57条～第60条】

○流通後規制（詳細は該当する条文をご確認ください）

- 報告の徴収【電気用品安全法第45条】
- 立入検査等【電気用品安全法第46条】
- 電気用品の提出【電気用品安全法第46条の2】
- 改善命令【電気用品安全法第11条】
- 表示の禁止【電気用品安全法第12条】
- 危険等防止命令【電気用品安全法第42条の5】
- 罰則【電気用品安全法第57条～第60条】

◇ 「電気用品」「電気用品の区分」対応表

			電気用品 【法第2条第1項】 ※457品目	
			特定電気用品 【施行令別表第1】 ※116品目	特定電気用品以外 【施行令別表第2】 ※341品目
電気用品の区分 【施行規則第2条】 ※20区分	1	ゴム系絶縁電線類	10品目	2品目
	2	合成樹脂系絶縁電線類	15品目	4品目
	3	金属製電線管類	0品目	7品目
	4	金属製電線管類付属品	0品目	11品目
	5	合成樹脂製電線管類	0品目	3品目
	6	合成樹脂製電線管類付属品	0品目	9品目
	7	つめ付ヒューズ	1品目	0品目
	8	包装ヒューズ類	2品目	2品目
	9	温度ヒューズ	1品目	0品目
	10	配線器具	43品目	15品目
	11	電流制限器	2品目	0品目
	12	小型单相変圧器類	6品目	8品目
	13	小型交流電動機	0品目	8品目
	14	電熱器具	15品目	74品目
	15	電動力応用機械器具	15品目	134品目
	16	光源及び光源応用機械器具	0品目	26品目
	17	電子応用機械器具	1品目	24品目
	18	交流用電気機械器具	4品目	13品目
	19	携帯発電機	1品目	0品目
	20	リチウムイオン蓄電池	0品目	1品目

※電気用品（457品目）については経済産業省ホームページをご確認ください。

[経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶届出・手続の流れ▶電気用品名の確認](#)

※「電気用品」には品目ごとに対象となる範囲が決められています。詳細は「電気用品安全法施行令別表第1」、「電気用品安全法施行令別表第2」及び「電気用品の範囲等の解釈について（通達）」をご確認ください。

※「電気用品の区分」には区分ごとに対象となる範囲が決められています。詳細は「電気用品安全法施行規則別表第1」をご確認ください。

※各種届出（事業届出／承継届出／変更届出／廃止届出）は「電気用品の区分」ごとに必要になります。【電気用品安全法第3条】

◇リンク集

【法令・通達】

- [電気用品安全法](#)
- [電気用品安全法施行令](#)
- [電気用品安全法施行規則](#)
- [電気用品の技術上の基準を定める省令](#)
- [電気用品の取扱いについて（内規）（通達）](#)
- [電気用品の範囲等の解釈について（通達）](#)
- [電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）](#)
 - 別表第1 [電線および電気温床線](#)
 - 別表第2 [電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品](#)
 - 別表第3 [ヒューズ](#)
 - 別表第4 [配線器具](#)
 - 別表第5 [電流制限器](#)
 - 別表第6 [小形単相変圧器及び放電灯用安定器](#)
 - 別表第7 [電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）別表第2第6号に掲げる小形交流電動機](#)
 - 別表第8 [電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機](#)
 - 別表第9 [リチウムイオン蓄電池](#)
 - 別表第10 [雑音の強さ](#)
 - 別表第11 [電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値](#)
 - 別表第12 [国際規格等に準拠した基準](#)

【参考：経済産業省ホームページ】

- [経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶届出・手続の流れ](#)
- [経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶製造・輸入事業者ガイド](#)
※最重要※（必ず最新版をご確認ください）
- [経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶保安ネット](#)
- [経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶届出・申請等様式](#)
- [経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶FAQ](#)
- [経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶長期使用製品安全表示制度](#)
※扇風機／換気扇／電気冷房機／電気洗濯機／電気脱水機／テレビジョン受信機
- [経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶製品事故の報告・リコール情報](#)
- [経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶登録検査機関一覧](#)

◇よくあるお問い合わせ

○PSEマークはどのように認証取得するのか。

- ▶ PSEマークとは、電気用品の製造事業者又は輸入事業者が電気用品安全法に定める義務を履行したときに、当該電気用品に付することができる表示です。
※表示にあたり国からの認証取得や許可が必要になるものではありません。

○製造又は輸入する電気製品が規制対象となるか知りたい。

- ▶ 電気用品安全法の規制対象となる「電気用品」については、「電気用品安全法第2条第1項」において次のように定義されています。

【電気用品安全法第2条第1項】

この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。

- 1 一般用電気工作物等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する一般用電気工作物及び同条第3項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの
- 2 携帯発電機であつて、政令で定めるもの
- 3 蓄電池であつて、政令で定めるもの

※対象となる電気用品のほとんどは、この1番目の項目に分類されます。一般用電気工作物は、電気事業法で規定されていますが、平たくいえば、一般家庭、電気主任技術者が選任不要の事務所、農事用作業場など、電力会社が供給する交流100ボルト、200ボルトの商用電源に接続される電気工作物をいいます。

- ▶ 「電気用品」の具体的な品目は、「電気用品安全法施行令別表第1（特定電気用品：116品目）」及び「電気用品安全法施行令別表第2（特定電気用品以外の電気用品：341品目）」において指定されています（全457品目）。
- ▶ どの電気用品に該当するかは、用途、機能、構造、定格等の観点から確認が必要になります。
※電気製品に同梱されているものが対象となる場合もあります。
- ▶ 規制対象となるか分かりづらい電気製品については「[電気用品の範囲等の解釈について（通達）](#)」や「[経済産業省ホームページ▶電気用品安全法▶対象・非対象の解釈事例](#)」をご確認ください。